

## CCSBT における電子モニタリング／システムに関する ハイレベル指針

### CCSBT における定義<sup>1</sup>

#### **電子モニタリング (EM) :**

漁船の活動の記録を目的として、全地球測位システム (GPS) にリンクした映像技術 (センサーを含み得る) を用いる電子機器を使用すること。

#### **電子モニタリングシステム (EMS) :**

EM 記録の収集、送信及びレビュー、EM データの報告及び EM プログラムの実施を目的とする、船舶及び陸上コンポーネントで構成されるシステム。

### **EM/S の主な目的**

EM/S の使用は任意であり、これを使用する場合、EM/S は人によるオブザーバー計画を補完又は補足することができる。

CCSBT における EM/S は、他の関連する地域漁業管理機関 (RFMO) において利用されている EM/S との互換性を有するべきである。

将来的にメンバーが合意した場合には、CCSBT における EM/S データ及び情報は、CCSBT 保存管理措置 (CMM) にかかるメンバーの遵守状況の評価及び報告を支援するために使用される可能性がある。このことは、メンバーが CCSBT 保存管理措置の遵守を支援するために EM/S データ及び情報を独自に使用することを妨げるものではない。

EM/S は、CCSBT 科学オブザーバー計画規範 (SOPS) が定めるとおり、科学オブザーバーカバー率要件の履行に寄与する形で使用することができる。

EM/S が利用可能である場合、EM/S により収集されたデータ及び情報は、少なくとも人によるオブザーバーにより収集されるデータ及び情報と同等の頑健性を有するべきである。

EM/S は、全ての SBT 漁業活動横断的に使用することができる。

### **情報の目標**

EM/S は、主要なデータ収集ツールとして、及び／又はその他の手段により収集されたデータを検証するために使用することができる。

---

<sup>1</sup> These definitions are consistent with the definitions used (in 2023) by the Indian Ocean Tuna Commission (IOTC) これらの定義は、インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) によって 2023 年に使用された定義と一貫したものである。

## データのレビューに関する目標

EM 映像記録のレビューは、CCSBT の SOPS が定義する代表性を有するべきである。

陸上の科学オブザーバー／解析担当者は以下を満たすべきである。

- 洋上科学オブザーバーと同等の資格を有し、及びトレーニングを受けていること。
- CCSBT SOPS が定義する独立性及び信頼性にかかる要件を満たしていること。

CCSBT における EM/S の文脈において人工知能（AI）の適用可能性が実証された場合には、AI の使用を検討することができる。

## セキュリティ、プライバシー及び守秘義務

EM/S 及び当該システムにより収集された情報及びデータは、改ざん不能なものではない。

メンバーは、EM/S により収集された情報を任意に共有することができる。EM/S 情報の共有は、CCSBT 機密保持規定に従って実施されるものとする。